

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止にかかる当行の方針

当行および当行の関連会社は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等（以下、「マネー・ローンダリング等」といいます。）の防止が、国際社会において金融機関に求められる責務であることを認識し、以下の取組方針に沿ってマネー・ローンダリング等防止に努めます。

1. 法令等の遵守

マネー・ローンダリング等防止にかかる全ての法令・規則等を遵守します。

2. リスク評価・低減

マネー・ローンダリング等防止を実施するため、マネー・ローンダリング等の動向などを踏まえながら、リスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じるとともに、この考え方にもとづいたマネー・ローンダリング等防止態勢を整備し、適切な運営を行います。また、実効的なマネー・ローンダリング等防止態勢を整備するため、全社的リスク評価を毎年行います。また、国家公安委員会が公表する犯罪収益移転危険度調査書が更新された場合、商品・サービスの内容に変更があった場合等、必要に応じ全社的リスク評価を行います。

3. 組織体制

マネー・ローンダリング等防止態勢を総括する担当役員を配置し、経営陣主導のもと、営業店部門、管理部門、監査部が、各部門の役割と責任に基づき相互に連携し対応します。

4. コルレス契約

コルレス先のマネー・ローンダリング等防止態勢について厳正な評価を行い、契約の可否を判断します。また、営業実態のない架空銀行や、マネー・ローンダリング等防止態勢が不十分な先とは、取引いたしません。

5. 研修

マネー・ローンダリング等防止の重要性等の意識醸成を図るため、当行および当行の関連会社の全役職員を対象として、マネー・ローンダリング等防止に関する研修プログラムを実施します。

6. 有効性検証

営業店部門、管理部門、監査部は、リスク管理態勢の実効性の検証を定期的に行い、その結果、更なる改善の余地が認められる場合には、リスクの特定・評価・低減のための手法自体も含めた方針・手続・計画等や、管理態勢等についても必要に応じ見直しを行います。

以上